平成一一年(ネ)第一一五〇号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成一〇年(ワ)第二一六六二号)

判

控訴人兼被控訴人(以下「一審原告」という。) 被控訴人兼控訴人(以下「一審被告」という。) 主

- 一審被告の控訴に基づき、原判決中、一審被告敗訴部分を取り消す。 右取消しに係る部分の一審原告の請求を棄却する。
- 1
- 一審原告の控訴を棄却する。 一審原告の当審における新請求を棄却する。
- 訴訟費用は、第一、二審を通じ、一審原告の負担とする。

## 実及び理由

#### 控訴の趣旨 第一

密原告の控訴の趣旨

- 原判決の一審原告敗訴部分中、金一〇万五七二〇円及びこれに対する平成 -〇年九月二五日から支払済みまで年五分の割合による金員の支払請求を棄却した 部分を取り消す。
  - 一審被告は、一審原告に対し、右1項記載の金員を支払え。
- (当審における新請求) 一審被告は、一審原告に対し、金一二万四二八〇 円及びこれに対する平成一〇年九月二五日から支払済みまで年五分の割合による金 員を支払え。
  - 訴訟費用は第一、二審とも一審被告の負担とする。
  - 第2、第3項につき、仮執行宣言
  - 一審被告の控訴の趣旨
    - 原判決中、一審被告敗訴部分を取り消す。
    - 右取消しに係る部分の一審原告の請求を棄却する。
    - 訴訟費用は第一、二審とも一審原告の負担とする。

# 第二 事案の要点及び訴訟の経緯等

本件訴訟は、一審原告が、自ら執筆した書籍(原告書籍)に掲載した古文単 語と現代訳語とを結合して一連の意味のある語句や文章にした語呂合わせ(原判決 別紙対照表1ないし42の原告語呂合わせ)が一つ一つ創作性を有する著作物であ り、一審被告が執筆した書籍(被告書籍)に掲載された語呂合わせ(原判決別紙対 照表 1 ないし 4 2 の被告語呂合わせ) は、それぞれ右原告語呂合わせと実質的に同 一又は類似であり、原告語呂合わせに依拠して作成されたものであるから、一審原告の有する著作権(複製権、翻案権)及び著作者人格権)を侵害するとして、一審被告に対し、財産権損害及び慰藉料を請求したものである。

これに対し、一審被告は、被告語呂合わせはいずれも独自に作成したものであ

り、原告書籍を参考にしていないし、依拠したこともないと争っている。 二 原判決は、原告語呂合わせのうち、1、13、27につき著作物性を認め、 被告語呂合わせ1、13、27が右原告語呂合わせと実質的に同一であり、これら に依拠して作成されたものと推認し、一審原告の有する複製権及び氏名表示権を侵 害しているものと認定した上、一審被告に対し、財産的損害五万円、慰謝料五万円 の支払を命じ、その余の一審原告の請求を棄却した。

三 当事者双方が控訴し、当審において、一審被告は、原判決後調査したとこ ろ、古語の語呂合わせに関する書籍として、一審原告の執筆に係る最初に発行され た原告書籍一より一年以上前の平成元年一月発行の「ネコタン365」(五十嵐一 郎著・株式会社学習研究社発行。乙第一〇号証)が存在し、同書籍には、原判決が著作物性を認めた原告語呂合わせ13及び27に類似した語呂合わせが既に掲載されていたことが判明したが、「ネコタン365」に掲載されている語呂合わせと類似したものは、その後に発行された原告書籍、被告書籍及び他の同種書籍に掲載されている話呂合わせと表れている。 れている語呂合わせ中にもそれぞれ一〇%前後見られるところであり、このこと は、古語の語呂合わせ作成においてはその性質上他の類書を参考にすることがなく ても偶然の一致が生じ得ることを裏付けるものであると主張した。

四原判決が著作物性を認定した原告語呂合わせ1、13、27並びにこれらに 対応する「ネコタン365」の語呂合わせ及び被告語呂合わせは、次のとおりであ る。

- 古語「あさまし」 (原告書籍一は「めざまし」とも関連付けている。)
- 「あさましい・・・手を食う猫に驚きあきれる。」 ・ネコタン365
  - 原告書籍一 「朝めざましに驚くばかり。」 •被告書籍一 「朝目覚ましに驚き呆れる。」
- 13 古語「あやし」
  - ・ネコタン365 生事符 「
- 原告書籍
- 。 「あ、やしの木だ!でもちょっとみすぼらしい。」 「アッ、ヤシの実だ。いや、シイタケだ。」 「あっやしの実だ、いや、しいたけだ、そーまつぼっく •被告書籍-りだ、不思議だな。」
  - 27 古語「ひがひがし」
- ・ネコタン365 「ひが、ひがしからのぼるのは、ひねくれているわけじ ゃない。」
  - ・原告書籍一 「『日が東に沈む』というひねくれた奴」 「日が東に沈むとはひねくれている。」 ・被告書籍一

当審において、当事者双方は、「ネコタン365」の存在を知らなかった 、参考にしたことはない旨主張し、それぞれの語呂合わせにつき独自に作成した 経緯等を具体的に主張した。そして、一審原告は、原告語呂合わせのうち、前記13、27のほか、3、11、14、17、18、22、24、26、28、30、31、33ないし41(合計二二個)に関する著作権及び著作者人格権の主張を撤 回した上、損害賠償請求額を減縮し、著作権等の侵害を主張する原告語呂合わせを 1、2、4ないし10、12、15、16、19ないし21、23、25、29、 32及び42(合計二〇個)に限定した。

# 第三 事実関係

次のとおり、付加、訂正、削除するほか、原判決の「第二 事案の概要」のう ち、三頁二行ないし一三頁八行に記載のとおりである。

- 一 著作権等侵害を主張する原告語呂合わせの減縮による削除等 一審原告は、当審において、著作権等の侵害を主張する原告語呂合わせを原判決別紙対照表1、2、4ないし10、12、15、16、19ないし21、23、25、29、32及び42に減縮したため、次のとおり、付加、削除を行う。
- 1 原判決三頁五行「別紙対照表」の次に、「番号1、2、4ないし10、1 2、15、16、19ないし21、23、25、29、32及び42」を加える。
  - 2 同三頁八行の「及び28」を削る。
  - : 誤記等の訂正
    - 原判決三頁九行「国語1・2」を「国語Ⅰ・Ⅱ」に改める。
- 同別紙対照表二頁一六行原告語呂合わせ20原告書籍一の「あつし」を 「アツシ」に改める。

# 三 一審原告の主張の追加

著作物性の有無

原判決六頁九行の次に、改行して、次を加える。 原判決は、多くの原告語呂合わせについて、「ごく平凡で、ありふれたもの」 と判断し、創作性を否定している。

しかしながら、原告語呂合わせは、いずれも、 i サンプルの作成、 ii 教室等での 他人による確認、iii最終案の決定という過程を経て作成されたものであり、時間と 人手という手間ひまを投入した結果誕生したものである。さらに、自分だけで創作 することには限界があり、一審原告は、一審原告が著作した受験参考書に語呂合わ せの募集広告を掲載し、寄せられた作品の中から適当な作品を選び、改訂時に語呂 合わせと作者を掲載している。したがって、原判決ができあがった作品だけを見て「ごく平凡で、ありふれたもの」と判断したのは、あまりにも酷である。 また、原告語呂合わせは、「表現形式に制約があり、他の表現が想定できない場

合」にも該当しない。

原判決は、創作性を否定する基準として、「ごく短いもの」を挙げるが、語呂合わせは、記憶に残ることを目的とするため、短い方がよい。そして、短くするため に右のような過程で時間と人手をかけるのである。したがって、できあがった作品 がどれほど「すなおで、簡潔なもの」であったとしても、それは「ごく平凡で、あ

りふれたもの」ではなく、「ごく短いもの」であるがゆえに創作性を否定されるも のではない。

語呂合わせの作成においても、素材たる古語を変形することによって別の意味あ る語句を創作する。

表記を変える場合としては、例えば、原告語呂合わせ29において、「あながち」という古語について表記を変えて「穴が血」という別の意味のある語句を創作 し、現代語訳「無理に」と結合して「無理にすると穴が血に染まる」という語呂合わせを作った。この表現は、「穴が血」という語句がそれだけで鮮血がほとばしる 印象的な場面を想起させるものであり、このような効果を持つ語句の開発は、発音 こそ同じであっても創作といえる。

表記を変えない場合においても、その意味が古語と変わっていれば、現代語訳等 の他の語句と一体となって語呂合わせを形成する限り、語呂合わせ全体で著作物性 を有すると解すべきである。例えば、一審原告は、「あつし」という古語について 表記を変えず意味を人名に変え、現代語訳「危篤だ」と結合して「アツシが危篤 だ」(原告語呂合わせ20)を作った。この語呂合わせは、「アッシ」という同級 生にもいそうな人物が若い命を終わらせようとしている印象的な場面を想起させ、 短いが効果的なものであり、創作といえる。

特許事件についての裁判例も参酌すれば、古語と現代語訳という公知語句を組み 合わせ、ないし公知語句に変形を加えた短い語句であり、通常は創作性を否定され るようなものであっても、公知語句から予測される範囲を超えた作用効果をもたら

す限り、創作性を認められると解すべきである。 原告語呂合わせ25は、古語「ここら」と古語「そこら」の二語について、その 共通する現代語訳「たくさん」を一体的に連想させて、容易に記憶ができるように する目的で作成されたものなので、原判決の基準によっても、創作性が認められる べきである。

「ネコタン365」に基づく主張をするが、「ネコタン365」の 「あやし」についての語呂合わせと原告語呂合わせ13との間には、類似性がな い。すなわち、「ネコタン365」の「あやし」についての語呂合わせは、ヤシの 木のみすぼらしさを表現するのに対し、原告語呂合わせ13は、読者に食べ物をイメージさせ、しかも完全な見間違いの場面を想定して印象を深めようとしているものである。仮に、「ネコタン365」に記載された語呂合わせと原告語呂合わせ1 3、27とが類似するとしても、その類似は偶然の一致にすぎない(なお、右1 3、27に基づく請求は取り下げる。)。」

複製権及び翻案権侵害の有無

「開発性及び翻条性できの有無 原判決八頁六行の次に、改行して、次を加える。 「原告語呂合わせ1につき、説明を付加すると、通常の学術的辞書では、「あさまし」は、「1中立的意味、2悪い意味」、「めざまし」は、「1よい意味、2悪い意味」という解説方法を採っている。例えば、三省堂発行の全訳読解古語辞典(甲第二三号証)では、「あさまし」は、「1(事のよしあしにかかわらず)驚きあきれるばかりだ。・・・2あきれて興ざめだ。」と、「めざまし」は、「1目が見めるほどすばらしい。・・・2意外でしゃくにさわる。心外だ。」と説明されて いる。これは学問的には正確な説明だが、各個別の単語の理解になってしまい、受 験必須の「あさまし」と「めざまし」を一体的に理解させることはできない。そこで、一審原告は、「めざまし」という単語の根底には、語義にこそ現れないものの、「あさまし」の「(事のよしあしにかかわらず)驚きあきれるばかりだ」とい う中立的驚きがあると考え、原告書籍一(甲第一号証)の「あさまし」の項(四二 頁)で、「→めざまし」という注を付し、「めざまし」の項(五二頁)で、「朝めざましに驚くばかり」という語呂合わせと、〔構造的理解〕という図表によって 「あさまし」と「めざまし」を一体的に理解させようとした。

原告語呂合わせ1は、右の一般的ではない一審原告の「めざまし」の理解に基づ いて作成されたものであり、創作性を有する著作物である。さらに、これと実質的に同一の被告語呂合わせ1がこれに依拠して作成されたことは明らかである。

また、一審被告は、本件訴訟の提起前である平成一〇年八月末ころ、一審原告と 電話で話した際、「先生の本がゲンテンでした。」と述べ、原告書籍に依拠して被 告語呂合わせを作ったことを自認していた。

著作権等侵害を主張する原告語呂合わせの減縮後のもの二〇個と原告語呂合わせ 13の合計二一個について、原告書籍、被告書籍一(甲第四号証)、他の同種書籍 (五十嵐一郎著「ネコタン365」(乙第一〇号証)、西沢正史著「古文語 連想 ー速記憶術」(乙第一二号証)、村上龍一著「村上龍一の入試にでる古文単語を一週間で覚えてしまう本」(乙第五号証)、和角仁・北山雅珠著「和角・北山の感動の古文単語148」(乙第七号証)、TKOプロジェクト編著「DrKのゴロで覚えてまたが発展して、アスカーので見ることが表現して、アスカーので見ることが表現して、アスカーので見ることが表現して、アスカーので見ることが表現して、アスカーので見ることが表現して、アスカーので見ることが表現して、アスカーので見ることが表現して、アスカーのではでは、アスカーのでは、アスカーのでは、アスカーのでは、アスカーのでは、ア える古文V単語312」(乙第八号証))との間で、単語の語呂合わせの一致度数 を検討したが(別紙二)、この結果によれば、その一致度数は、次のとおりであ る。

五十嵐(乙第一〇号証) 原告書籍 被告書籍 西沢 (乙第一二号証) 村上(乙第五号証) 和角ら(乙第七号証) TKO (乙第八号証)

以上の書籍全体からの考察によれば、原告書籍と他の同種書籍との間において は、一致頻度はさほど高くないのに対し、原告書籍と被告書籍一との一致頻度は明らかに高いものであり、原告語呂合わせが創作性を有すること、さらに、一審被告 が原告書籍を参照し、それに依拠して被告語呂合わせを作っていることは明らかで

3 権利の承継

原判決一〇頁四行の次に、改行して、次を加える。

「3の2 権利の承継の有無

ー審原告は、【C】から、原告語呂合わせ21についての著作権を譲り受けた。 原告語呂合わせ21は、一審原告が著作した出版物に掲載した「ごろあわせ募集 広告」(甲第二号証等)に応じて寄せられた作品(甲第八号証の一ないし八等)の 中から適当な作品を選び、改訂時に語呂合わせと作者名を掲載しているものであ る。広告の文面及び一審原告の著作がいずれも受験参考書であることを考慮すれ ば、応募者は受験の記念として掲載を望むのみであり、著作権等については一審原 告に無償で譲渡する意思であると解するのが、当事者の意思の合理的解釈であると 考えられる。」

- 4 損害 (一) (二) 原判決一〇頁八行、九行の「合計三〇万〇七二〇円」を削除する。
  - 原判決一一頁五行ないし七行を、次のとおり改める。

被告書籍一の出版部数は五万部である。一部当たりの売価は九五一円である。 印税は九パーセントである。したがって、印税相当額は、三三万円以上である。」

原判決一二頁四行の次に、改行して、次を加える。

「(三) よって、一審原告は、当審において、一審被告に対し、原審で認容された被告書籍一についての財産的損害五万円及び慰謝料五万円に加え、被告書籍一に ついての財産的損害ニ三万円(ただし、内一二万四二八〇円は、当審における新請求である。)並びにこれらに対する不法行為後である平成一〇年九月二五日から支 払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。」

## 四 一審被告の主張の追加

- 1 認否
- ·審原告の主張(三1ないし4)はいずれも争う。
  - 2 著作物性の有無

(一) 原判決七頁四行「存在する。」の次に、加える。 「その一例として、原告書籍より先に出版された「ネコタン365」 著、株式会社学習研究社 平成元年一月初版発行、平成三年二月第三刷発行。乙第一〇号証)には、「あやし」につき、「あ、やしの木だ! でも、ちょっとみすぼらしい。」との語呂合わせが、「ひがひがし」につき、「ひが、ひがしからのぼるのは、ひねくれているわけじゃない。」と減縮前の原告語呂合わせ13、27(いずれも原判決が著作物性を認めたもの)に類似した語呂合わせが掲載されてい

原判決七頁六行の次に、改行して、加える。

原告語呂合わせ1は、古文単語と訳語のほかにわずか三語しか含まれていない 創作難易度の低い語呂合わせであり、著作物性を有するものではない。」

3 複製権及び翻案権侵害の有無

原判決九頁八行の次に、改行して、次を加える。

一審原告は、電話で話しあった際に、被告語呂合わせは原告書籍に依拠して作成したことを一審被告が自認した旨主張するが、そのような事実はない。一審被告は、一審原告から電子メールで訴状案が送付されたので電話をして話し合ったことがあり、当時「ネコタン365」の存在を知らなかったので、他の同種書籍を調査してみたところ原告書籍一の発行が一番古いものであることが分かった旨を話したことはあるが、被告書籍が原告書籍に依拠している旨を話したことはない。

一審原告は、原告書籍と被告書籍一との一致頻度が他の同種書籍より高い旨主張するが、他の同種書籍にも類似と見得る語呂合わせがあるのに、それらを除外して恣意的に一致頻度を算出しているものであって、意味をなさない。 なお、「ネコタン365」と原告書籍とを比較してみると、原告書籍一の収録語

なお、「ネコタン365」と原告書籍とを比較してみると、原告書籍一の収録語呂合わせ二六〇のうち「ネコタン365」に類似するものは三三(一二・七%)存在する。また、被告書籍一の収録語呂合わせ五一三のうち「ネコタン365」に類似するものは四五(八・八%)であり、他の同種書籍でも「ネコタン365」に類似する語呂合わせの比率は一〇%以上である。古文の講師が一般的に実施している古文単語の語呂合わせによる学習は、古語を現代語に当てて、若干の創作性を付加して意味をつなげるという手法であり、手段と目的とを同一にしているため類似性を生じやすいのである。被告語呂合わせのごく一部が原告語呂合わせに類似してもるとしても、それは偶然の一致ともいうべきもので、原告語呂合わせに依拠したものではない。

#### 第四 当裁判所の判断

当裁判所は、原告語呂合わせ1については著作物性を認め得るが、これと実質的に同一と認められる被告語呂合わせ1が原告語呂合わせ1に成拠して作成されたで成立のとができず、原告語呂合わせ4及び32は、原判決の認定、判断では実質的も同とができず、原告語呂合わせ4及び32は、原判決の認定4及以の表に、第12合わせ4及び32は、原門とはでは著作権の承継取得が認められない。からのと判断した。16、19ないして23、25、16、19ないし10、12、15、16、19ないした。23、25、29、32及び42が原告語呂合わせ1、23、25、16、19ないした。23、25、16、19ないし21、23、25、29ないのであるが、25、16、19ないと21、23、25、29ないのであるが、25、16、19ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのであるが、25、29ないのである。第1決のである。

一 原告語呂合わせの減縮等による削除

一審原告の著作権等侵害を主張する原告語呂合わせの減縮等により、原判決一六 頁二行「したがって、」ないし五行(原告語呂合わせ1についての判断の一部)、 一七頁一行ないし六行(原告語呂合わせ3についての判断)、二二頁二行ないし七 行(同11についての判断)、二三頁三行ないし二五頁二行(同13、14につい ての判断)、二六頁四行ないし二七頁八行(同17、18についての判断)、二九 頁二行ないし三〇頁二行(同22についての判断)、三一頁二行ないし七行(同24についての判断)、三二頁三行ないし三四頁四行(同26ないし28についての 判断)、三五頁七行ないし三六頁七行(同30、31についての判断)、三七頁一 〇行ないし四六頁五行(同33ないし41についての判断)を削る。 二 語呂合わせの創作性に関する主張について

原判決一四頁一〇行の次に、改行して、次を加える。

「 なお、一審原告は、特許事件についての裁判例も参酌すれば、古語と現代語訳を組み合わせたようなものであっても、それらの公知語句から予測される範囲を超えた作用効果をもたらす限り、創作性を認められるべきである旨主張するが、独自の見解であり、一般論としてそのまま採用することはできない。」

三 原告語呂合わせ21(【C】からの承継取得)について原判決二八頁一〇行ないし二九頁一行を次のとおり改める。

「(二一) 原告語呂合わせ21につき、原告は、【C】から著作権を譲り受けた旨主張し、その根拠として、原告語呂合わせ21は、一審原告が著作した受験参考書に掲載した「ごろあわせ募集広告」に応じて寄せられた作品の中から適当なものを選び、改訂時に語呂合わせと作者名を掲載しているものであるが、広告の文面及び一審原告の出版物がいずれも受験参考書であることを考慮すれば、応募者は受験の記念として掲載を望むのみであり、著作権等については一審原告に無償で譲渡する意思であると解するのが、当事者の意思の合理的解釈である旨主張する。

甲第二号証及び弁論の全趣旨によれば、一審原告は、自己の著作した古文の受験参考書に、「Aあなたもゴロあわせを作ってこの本にのせようV 自分で工夫とを判認しこの本にのせます。なお、採用された方にはあなたの作品がのったこの本にのせます。なお、採用された方にはあなたの作品がのったこの本にのはます。」との広告を掲載し(なお、甲第二号証の原告書籍二は、一九九三年四月二〇日発行の第一〇刷であるが、それ以前から、一審原告主張の古文の受験を引起していたものと認められる。)、【C】もには一審原告主張の募集広告が掲載されていたものと認められる。)、【C】とがこの広告に応じて自己の創作した原告語呂合わせ21を一審原告に場成された投稿に認められるが、右広告には、応募作品の著作権は一審原告に掲載された投稿に記載はなく、また、右募集広告の文言のみから、原告書籍三に掲載された投稿に記載はなく、また、右募集広告の方言が成立したものと認めることはできない。

したがって、原告語呂合わせ21の著作権侵害を理由とする一審原告の請求は、 その余の点について判断するまでもなく、理由がない。」

四 依拠について

原判決四七頁六行ないし四八頁一行を、次のとおり改める。

「3 次に、被告語呂合わせ1を作成するに当たり、原告語呂合わせ1への依拠が あったか否かについて判断する。

確かに、原告書籍一と被告書籍一は、いずれも大学受験用に古文単語を語呂で記憶するための本であり、執筆目的が共通であること、原告書籍一は、被告書籍一の発行よりも八年程度以前から発行され、現在まで相当部数が販売されていることが認められる(甲六、弁論の全趣旨)。

 る語呂合わせと類似した発想や表現を含むものがそれぞれ一〇%前後存在していること、当事者双方は、いずれも「ネコタン365」の存在を知らなかったし、参考にしたことはない旨主張するところ、それぞれその主張は信用することができるものであること(甲一ないし五、七、乙四ないし八、一〇、一四ないし一六、当審における一審原告及び一審被告各本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨)が認められる。

これらの事情を総合すると、被告語呂合わせ1は原告書籍一に依拠せずに、独自に創作したものである旨の当審における一審被告本人尋問の結果を信用できないものとすることはできず、他に一審被告の依拠の点を認めるに足りる証拠はない。

のとすることはできず、他に一審被告の依拠の点を認めるに足りる証拠はない。 なお、一審原告は、本件訴訟の提起前に一審被告と電話で話し合った際、一審被 告は原告書籍を参考にしていたことを自認していた旨主張し、当審における一審原 告本人尋問においてそれに沿う供述をするが、右自認の点は、一審被告が当審にお ける一審被告本人尋問において否定しているところであり、しかも、一審被告が の本人尋問において電話での一審原告に対する説明内容として供述する点も首肯し の本人尋問において電話での一審原告に対する説明内容として供述する点も首肯し の結果の一部は採用することができず、他に一審被告の自認の点を認めるに足りる 証拠はない。

以上によれば、被告語呂合わせ1の作成に当たり、原告語呂合わせ1への依拠があったものとは認められず、原告語呂合わせ1についても、一審原告の有する著作権及び著作者人格権の侵害はないというべきである。」

### 五 まとめ

原判決四八頁二行ないし六行を、次のとおり改める。

「4 以上によれば、原告語呂合わせ1、2、4ないし10、12、15、16、19ないし21、23、25、29、32及び42のいずれについても、複製権及び翻案権並びに氏名表示権及び同一性保持権侵害は認められないものである。」

### 第五 結論

よって、一審原告の請求はすべて理由がなく、一審原告の請求の一部を認容した 原判決部分は相当でないから、一審被告の控訴を認容し、一審原告の控訴を棄却す ることとする。

(ロ頭弁論終結の日 平成――年七月―三日)

東京高等裁判所第一八民事部

 裁判長裁判官
 永 井 紀 昭

 裁判官
 塩 月 秀 平

 裁判官
 市 川 正 巳